

「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」の概要

1 位置付け

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく計画

2 他の計画との関係

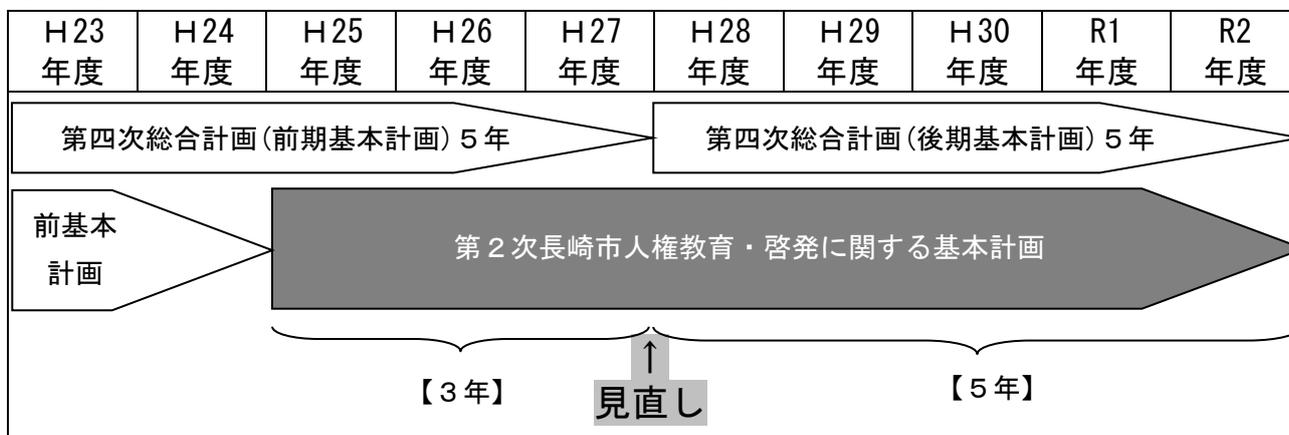
長崎市第四次総合計画と整合性を図り、関連部門の計画と連携した計画

3 基本計画の期間

平成25年度～令和2年度

平成27年度は計画期間の後半の5年間に向着て見直しを行った。

【参考】「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」の期間



4 フロー図

